



2023年2月21日

各 位

上場会社名 中部電力株式会社
代表者 代表取締役社長 林 欣吾
(コード番号 9502)
問合せ先責任者
経営管理本部法務グループ長 伊藤 慎
(TEL 052-951-8211)

「再エネ業務管理システム」の情報の取り扱いに関する調査結果について (経済産業省への報告)

中部電力ミライズ株式会社(以下「中部電力ミライズ」)は、同社従業員が中部電力パワーグリッド株式会社(以下「中部電力パワーグリッド」)の保有するIDおよびパスワード(以下「ID等」)を用いて、経済産業省の「再エネ業務管理システム」(以下「当該システム」)にアクセスし、当該システムの情報を閲覧していた事実が判明したため、経済産業省から報告徴収を受領いたしました。(2023年2月14日お知らせ済み)

その後、中部電力ミライズは、同社および委託先従業員を対象としたアンケートや聞き取り等、報告徴収に基づく調査を実施し、本日、調査結果を同省に報告いたしましたので、お知らせいたします。

中部電力ミライズは、今回の調査において、2017年3月以前^{*}に発電者と締結した再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下「FIT制度」)に基づく買取契約に付随する業務に、当該システムのID等を使用していたことを確認しました。具体的には、発電者との契約開始や契約内容の変更があった際に、中部電力ミライズへの申込内容と国の認定情報との相違点の有無を確認することや、国からFIT制度の交付金申請が不受理となったとの連絡があった場合の原因の究明、発電者からの問い合わせ対応のために、当該システムを閲覧、情報を使用しておりました。

^{*}2012年7月から2017年3月末までにFIT制度の設備認定を受けた発電設備については、その売電契約を小売電気事業者と締結することとなっていた。

今回の調査で判明した2018年8月から2023年2月までの約4年6カ月間における当該システムの情報を閲覧した契約数は26,593件、閲覧していた中部電力ミライズおよび委託先従業員の合計は44人となります。また、これまでの調査において、他の小売事業者が契約する発電設備の認定情報を使用した事実は確認されておりません。

当該システムのID等は、2018年8月の当該システムの運用開始に合わせ、経済産業省から分社前の当社の送配電部門に付与されました。当時は、送配電部門のFIT制度の交付金申請業務を、当社の小売部門が自部門で行う同業務と合わせて実施していたため、当該システムのID等も小売部門に共有されておりました。また、中部電力ミライズの社員が中部電力パワーグリッドの社員から業務に使用するとしてID等を個別に聞き取った事案、中部電力パワーグリッド在籍時に把握していたID等を中部電力ミライズへの異動後も継続して使用していた事案も確認されました。

当社は、今回の事案を重く受け止めるとともに、お客さまを始めとする関係者の皆さまにご心配をおかけしていることについて、深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案が発生しないよう、徹底した原因究明・分析を行う等、再発防止に努めてまいります。

別紙：「再エネ業務管理システム」の情報の取り扱いに関する調査結果の概要

以 上



中部電力ミライズ

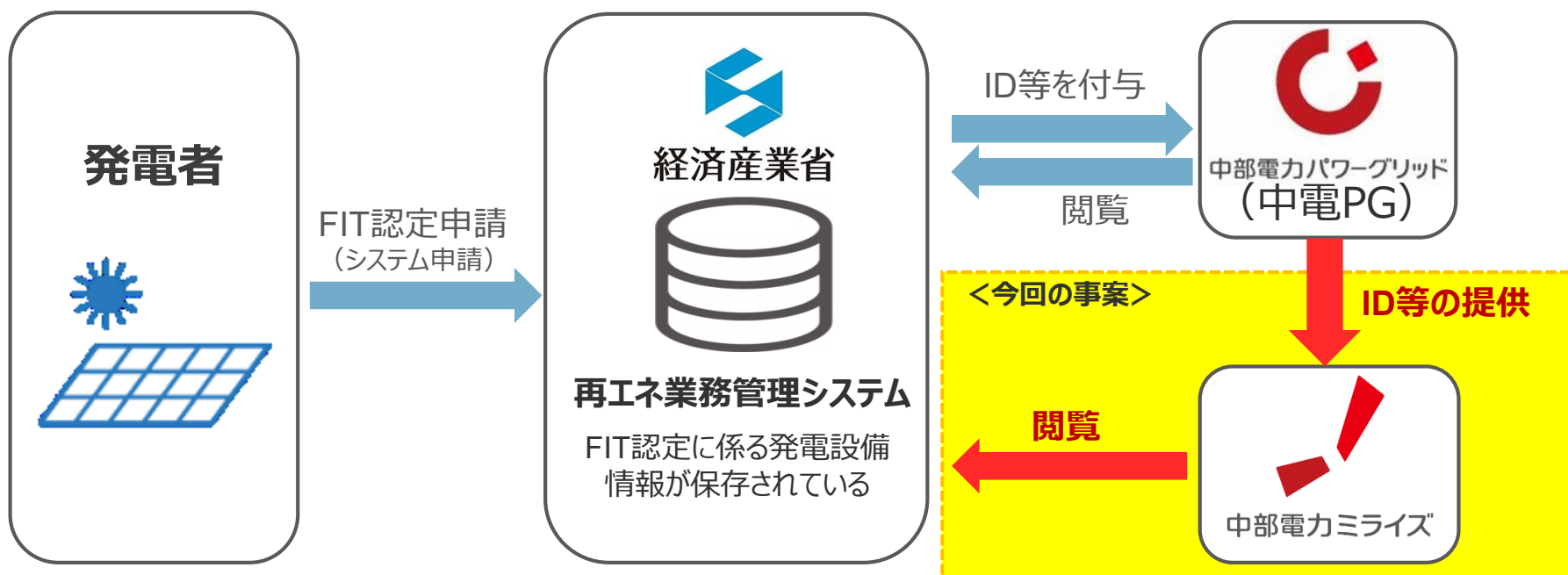
別紙

「再エネ業務管理システム」の情報の 取り扱いに関する調査結果の概要

2023年2月21日
中部電力ミライズ株式会社

1. 事案概要

- 再エネ業務管理システム（以下、「当該システム」）は、FIT認定に係る発電設備情報を管理する経済産業省が保有するシステムです。
- 当該システムには、一般送配電事業者の供給区域の設備情報や設置者情報等の認定情報が掲載されており、一般送配電事業者にのみアクセス権が付与（IDおよびパスワード〔以下、ID等〕が交付）されました。
- 当社は、本来一般送配電事業者のみで利用されるべき当該システムを、当社のFIT買取契約の内容確認のために不適切に閲覧し情報を使用しておりました。



2 調査結果（概要）

- 当社は、経済産業省から、当該システムで閲覧した情報や閲覧理由などに関する報告徴収を2月14日に受領いたしました。
- これを受け、当社および委託先従業員を対象としたアンケートや聞き取り等の調査を実施いたしました。

対象事案の概要	当社および委託先従業員が中電PGの保有するID等を用いて、経済産業省の「再エネ業務管理システム」にアクセスし、当該システムの情報を閲覧していた事案。
調査方法	<p>以下の内容を確認するアンケート調査を実施。なお、アンケート調査の結果および当該システムへのアクセスログ（過去1か月分）の解析結果を踏まえ、閲覧者本人への聞き取り調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧した事実の有無 ・ID等の入手目的、時期、経路 ・ID等の他社への伝達有無、理由 ・閲覧目的、内容
調査対象者数	<p style="text-align: center;">1,961人</p> <p style="text-align: center;">（当社従業員1,829人、委託先従業員132人） ※2023年2月13日時点の在籍者に対して実施</p>
回答者数	<p style="text-align: center;">1,805人</p> <p style="text-align: center;">（当社従業員1,678人、委託先従業員127人）</p>
回答率	92.0%
調査対象期間	2018年8月以降 （当該システム運用開始時期以降）
閲覧件数	26,593件 （2018年8月の当該システム運用開始以降）
閲覧した従業員	合計44人 （当社：20人、委託先※：24人） ※離職者を含む

2 調査結果（閲覧目的・件数）

- 閲覧目的は、当該システムで発電者の認定設備の情報を確認することで、FIT買取業務のエラーを未然に防止し、発電者へご迷惑（＝FIT買取金額の精算など）をお掛けしないようにするためでした。
- 当該システムの利用を通じ、**他の小売事業者が契約する発電設備の認定情報を使用した事実は確認されておられません。**

項目	概要	主な事例	閲覧件数
①お申込処理	当社買取案件について、買取開始時※1や買取契約の変更申込があった際に、当社への申込内容と国の認定情報とに相違がないか確認するため当該システムを利用。	<ul style="list-style-type: none"> ・設備変更のお申込み（蓄電池の設置、認定設備の増減設等） ・新設のお申込み（2017年3月以前の設備認定かつ買取契約締結済のみ） 	26,196件
	確認の結果、当社買取案件ではない（＝中電PG買取案件）と判明したもの		内233件
②買取エラーの解消	当社買取件名について、国と当社の設備情報が不一致であるとの連絡が来た場合、不一致解消に向けた原因究明のため当該システムを利用。	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT交付金の申請不受理（国と当社で認定設備情報が不一致の場合、買取単価の相違によりFIT交付金※2申請が不受理となる） 	370件
③お問合せ対応	当社買取件名について、発電者や売電債権の権利義務継承者からのお問い合わせ事項へのご回答に際し、当該システムを利用。	<ul style="list-style-type: none"> ・当社管理システムでは残っていない過去情報（ex.変更前の認定設備情報）のお問合せ 	27件


※1：現在、FIT買取は中電PG買取に移行しているが、2017年3月以前に設備認定を受けて当社と買取契約を締結していた場合は、現在でも当社買取となる

※2：FITの買取に要した費用として、国が指定する「費用負担調整機関」から買取事業者へ支給される交付金

(参考) 認定設備情報を確認していた理由

- 発電者の認定設備（＝再エネ発電設備）の状況により、FIT買取価格などの条件が変わります。
- 当社は、当該システムで発電者の認定設備の情報を確認することで、FIT買取業務エラーを未然に防止し、発電者へご迷惑（＝FIT買取金額の精算など）をお掛けしないように努めておりました。
- 下記事例は、認定設備情報の確認漏れにより発生しうる業務エラーを防止した一例です。

<買取単価の相違を防止した例>

	概要	
事例概要	 <p>2015年度に設備認定取得</p> <p>2021年度に蓄電池設置の変更認定</p>	<p>23年12月31日までに運転開始</p> <p>2017年3月以前に設備認定を受け当社と買取契約を締結していた場合は、現在でも当社買取となる</p>
発電者からのお申込み内容	太陽光：8 kW	= 33円/kWhでの買取 2015年度の認定取得時の情報を基に当社へ買取の申し込み
正しい買取	太陽光：8 kW + 蓄電池	= 27円/kWhでの買取 当該システムを使用して設備認定状況を確認したところ、2021年度に変更の認定を受けていたことを確認したため、正しい買取単価へ変更した

3 再発防止（施策）

- 当該システムを使用していた目的について、従業員への聞き取りを実施したところ、「FIT買取業務を正確に実施し、業務エラーによる発電者へのご迷惑（＝FIT買取金額の精算など）を未然に防止していた」というものでした。
- 上記目的のためには、行為規制の観点から中電PG経由で当該システムの情報を確認すべきでしたが、当社の業務効率を重視して当社が当該システムを直接使用しておりました。
- 当社が当該システムを直接使用してしまった原因は、「自社買取案件しか閲覧していないから」「旧システム（＝FIT制度における買取義務者が小売事業者であることを前提とした2018年3月までの国のシステム）は小売事業者においても使えたから」といった理由で自己正当化していたためです。また、行為規制への理解も不十分でした。これらを踏まえ、以下の再発防止策を講じます。

分類	原因	対策	実施時期
行為規制の 理解・遵守	情報遮断への認識不足	—	—
	「自社買取案件しか閲覧していないので問題無い」「国の旧システムも使えたから、刷新後の当該システムも使える」という思い込み	当該システムの利用を前提としない業務プロセスの確立	2023年2月～
	当事者意識・自ら学ぶ姿勢の不足	学ぶ姿勢のきっかけづくり（FIT買取業務担当者への関連指針の配布・履修の徹底・理解度チェックなど）	2023年2月～
	実務に即した教育・研修の不足	事例集や改正手引きを用いた教育・研修の定期実施	2023年3月～
	委託先への教育指導・監督の不足	業務指示書や業務ツールの見直し	2023年2月～
コンプライアンス	行為規制（情報遮断）より円滑・丁寧なお客さま対応または業務効率を優先	<ul style="list-style-type: none"> 今回事案のステークホルダーへの影響のディスカッション（自らの行為による影響を想像できる習慣づくり） 本店と現場、現場間のコミュニケーションの活発化 	2023年度
ガバナンス	行為規制を統括する体制の不足	相談窓口の設置	2023年3月
	業務ルールの誤り	当該システムのID等の利用を禁止する旨周知	実施済
	業務運用のチェック不足	監査の現状検証および2023年度監査計画への反映	～2023年3月
システム	ID等を他社に教えあうことのリスク・影響についての認識不足	全従業員に実施する情報管理教育、セキュリティ教育の中で周知徹底	2023年度

3 再発防止（体制）

- 今後、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社および当社の3社で、「再発防止等合同検討会議」を設置し、必要な情報遮断を講じながら、再発防止対策等の妥当性、対応状況を確認してまいります。

<体制図>

HD：中部電力株式会社
 PG：中部電力パワーグリッド株式会社
 MZ：中部電力ミライズ株式会社
 CCO：チーフ・コンプライアンス・オフィサー

